

一般競争入札の適用範囲の試行拡大について

1 報告趣旨

入札契約制度のより一層の透明性、公正・公平性、競争性を確保するため、一般競争入札の適用範囲を試行的に拡大する。

2 報告内容

(1) 背景・理由

ア 全ての入札を電子入札で執行しており、設計図書等の授受、入札・開札など、一般競争入札と共通する事務が定着していること。

イ 外部有識者より、入札における競争性の確保を求める意見があること。

ウ 首都圏の中核市※においては、一般競争入札の適用が本市より広範な傾向にあること。(別紙1)

※八王子市・川越市・川口市・越谷市・船橋市・柏市・横須賀市・水戸市・宇都宮市・前橋市・高崎市・甲府市(12市)

(2) 試行内容

一般競争入札の適用範囲を次のとおり設定する。

- | | | |
|---|------|-----------------------------|
| ア | 工事 | 予定価格130万円超 |
| イ | 委託 | 予定価格1,000万円(設計・測量等は700万円)以上 |
| ウ | 賃貸借 | 予定価格2,000万円以上 |
| エ | 物品購入 | 予定価格2,000万円以上 |

(別紙2)

(3) 参加資格要件の設定

一般競争入札の参加資格要件(地域要件、実績要件等)は、基本的に、現行の指名競争入札の指名条件と同様に設定する。

- ・指名競争入札 指名条件を満たす事業者の中から市が入札参加者を選定する。
- ・一般競争入札 参加資格要件を満たす事業者が自ら案件を選択して入札参加する。

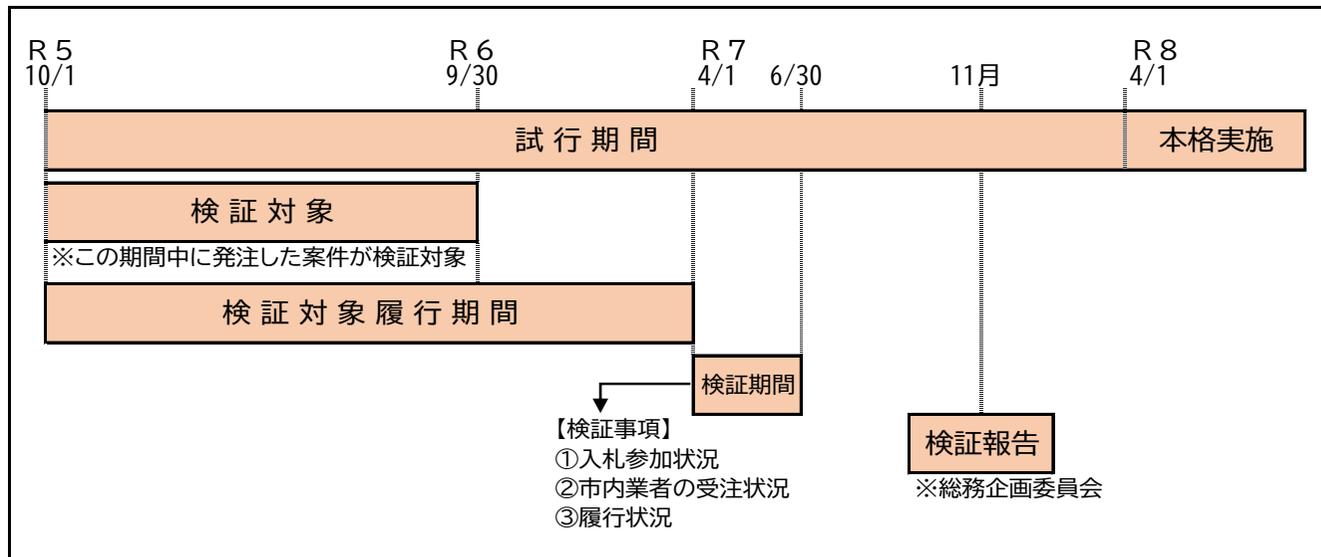
※市内事業者が履行可能な案件については、市内事業者を優先した参加資格要件を設定する。

(4) 試行期間

令和5年(2023年)10月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

※ 令和5年(2023年)10月1日から令和6年(2024年)9月30日までに発注した案件を対象に、入札への参加状況、市内業者の受注状況、履行状況等を検証する。

※ 検証結果を踏まえ、令和8年(2026年)4月1日から本格実施する。



(5) 事業者への周知

ホームページへの掲載、登録事業者へのメール通知等により、周知を行う。

首都圏の中核市（12市）における一般競争入札の適用状況

【工事契約】

予定価格		130万円以下	130万円超	500万円以上	1000万円以上	2000万円以上	7000万円以上	1億5000万円以上
自治体	数	2	4	1	2	1	1	1
	割合	17%	34%	8%	17%	8%	8%	8%

本市

【設計・測量等委託契約】

予定価格		50万円超	100万円以上	1500万円以上	3000万円以上	未実施
自治体	数	6	1	1	1	3
	割合	50%	8%	8%	8%	25%

本市（700万円以上）

【業務委託契約】

予定価格		50万円超	1000万円以上	2000万円以上	未実施
自治体	数	3	1	1	7
	割合	25%	8%	8%	58%

本市（一部の委託に適用済）

【賃貸借契約】

予定価格		40万円超	1000万円以上	2000万円以上	未実施
自治体	数	4	1	1	6
	割合	34%	8%	8%	50%

本市

【物品購入契約】

予定価格		80万円超	200万円以上	2000万円以上	未実施
自治体	数	5	1	1	5
	割合	42%	8%	8%	42%

本市

試行内容（新旧対象表）

【工事契約】

予定価格	新	旧		
	全ての工事・修繕	建築	土木・造園・設備	左記以外
2億円以上	一般競争	一般競争	一般競争	一般競争
2500万円以上		指名競争		指名競争
2000万円以上			指名競争	
130万円超		指名競争		指名競争
130万円以下	随意契約(所管課契約)		随意契約(所管課契約)	

【委託契約】

予定価格	新	旧	
	一般競争	一般競争 (業務委託契約の一部)	指名競争
1000万円以上 (設計・測量等委託は700万円以上)	一般競争	一般競争 (業務委託契約の一部)	指名競争
1000万円未満 (設計・測量等委託は700万円未満)	指名競争	指名競争	
50万円超	指名競争	指名競争	
50万円以下	随意契約(所管課契約)	随意契約(所管課契約)	

【賃貸借・物品購入契約等】

予定価格	新	旧
2000万円以上	一般競争	指名競争
2000万円未満 ・賃貸借40万円超 ・物品購入80万円超 等	指名競争	
・賃貸借40万円以下 ・物品購入80万円以下 等	随意契約(所管課契約)	随意契約(所管課契約)